

施設等利用給付認定後の手続きについて

以下のような場合には、速やかに必要な手続きを行ってください。

- **転居する場合**（大東市内から大東市内への転居）
- 入籍、離婚、祖父母との同居（別居）などで**世帯主の変更**や**世帯員の追加・削除**などが生じる場合
⇒ **施設等利用給付認定変更届** をご提出ください。

- **大東市外へ転出する場合**（大東市内から大東市外への転居）
⇒ **施設等利用給付認定に係る（申請取下げ・認定取消し）に関する届出書** をご提出下さい。

- **保育の必要な事由に変更が生じる場合**（新2号・新3号認定の場合のみ）
（例：求職活動から就労への変更、就労から妊娠・出産への変更 等）
⇒ ① **施設等利用給付認定変更申請書**
② 就労証明書等の**保育の必要性を確認できる書類** などをご提出下さい。

- 保育の必要な事由が就労であり、**勤務先または勤務条件等に変更が生じる場合**（新2号・新3号認定の場合のみ）
⇒ 新しい職場または新しい勤務条件等での**就労証明書** をご提出下さい。

- **認定区分の変更を希望する場合**（新2号・新3号認定→新1号認定への変更）
⇒ **施設等利用給付認定変更申請書** をご提出下さい。

- **認定区分の変更を希望する場合**（新1号認定→新2号・新3号認定への変更）
⇒ ① **施設等利用給付認定変更申請書**
② 就労証明書等の**保育の必要性を確認できる書類** などをご提出下さい。

- 変更申請書や届出書などの配布場所や提出先について
◎ **利用施設が幼稚園（私学助成園、新制度移行園）、認定こども園・・・「各施設」**
◎ **利用施設が認可外保育施設等・・・「大東市こども家庭室保育幼稚園グループの窓口」**
※本市ホームページからもダウンロードできます。

◆その他、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部
こども家庭室 保育幼稚園グループ
TEL 072-870-0474